

都市公園等利活用に関する社会実験（実証実験） 募集要領

1 調査の趣旨

周南市は、ほぼ全ての都市公園が市街化区域に存在しており、人口が集中し他の公共施設も多く存在する区域に公園を配置するまちづくりを進めてきましたが、近年の人口減少・少子高齢化の進行、また、施設の老朽化等により利用者が少なくなっている公園も多くなっています。

一方で、平成29年に「ストック効果を高める」「民との連携を加速させる」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」という視点に基づき都市公園法が改正され、公募設置管理制度（Park-PFI）も創設されました。

また、令和3年3月に改訂した「周南市緑の基本計画」においてもこれらの社会情勢の変化に伴い、公園のより一層の利活用について検討を進める必要性を位置付けています。

これらの背景を踏まえ、より柔軟な発想の中で公園を活用し、それが市街地におけるエリアマネジメント、もっては他の公共施設等と連携した公共施設マネジメントに波及することを含めて公園がもつストック効果を最大限発揮することを目的に、民間事業者様の利用意向や活用手法などのノウハウを踏まえた、よりよい事業手法・事業内容を構築するため、都市公園等利活用に関する社会実験（実証実験）の担い手を募集します。

2 都市公園法・都市公園条例における制限と考え方

公園は本来、開かれた空間であり、建蔽率等の制限は設定されているものの、行為については禁止事項のみが都市公園法や条例でうたわれています。本市の条例で定める禁止事項については、主に公園施設や植樹等を破損・採取する行為等と限定されており、営利目的の内容であっても公園利用者のためになる内容であれば必要な使用料を納付すれば許可することが可能な仕組みになっています。一方で、公園の利用と関係のない施設（周辺施設のための電柱など）の設置については制限があるとともに、民家が隣接しトラブルが生じる場合や民業圧迫の可能性のある使用については、禁止事項として市が個別・全体で設定しています。

これらの法律上・条例上の経緯や前述の人口減少等や都市公園法の改定などを踏まえ、本来の都市公園のあり方から考えを深め、いかにストック効果を最大限発揮するかが課題となっています。

3 対象公園の設定

都市機能誘導区域付近で、公共駐車場や他施設等を有し、比較的自由度の高く徳山駅前図書館や徳山動物園、周南緑地（中央・東）といったコンテンツの中央点に位置する以下の公園とします。

- (1) 周南緑地（西緑地）
- (2) 周南緑地（遠石緑地 ※隣接して民間の商業施設あり）
- (3) 児玉公園（隣接して保健センター等の公共施設あり）
- (4) 代々木公園（地下に代々木公園地下駐車場（休止中）あり）

4 社会実験（実証実験）への市の協力内容

社会実験（実証実験）を自費により行う企業・団体・個人に、都市公園法等の範囲内で、周辺住民・関係団体等の理解・了解が得られる内容であり、市が求める新たなニーズ把握のために必要なデータ収集（利用者へのアンケートの実施、実施結果の報告等）に協力する場合は、以下の内容の協力を行います。ただし、将来的に継続性のある内容であり、最低でも2か月に1回程度実施できるものに限りませんが、対象公園であれば実施箇所の変更は認めます。なお、社会実験を行う場合には、事前に市と実施場所・日時等について協議を行ってください。市の協力の期間は令和4年10月31日（月）までとし、原則、1団体につき月2日程度の実施を基本としますが、公園の使用許可は先着順であり希望日に他団体が使用している場合使用できない場合があることに留意してください。

- (1) 「周南市後援等名義使用承認事務取扱要綱」を満たす範囲において応募者が行う社会実験に対し市は共催等及び協力を行います。共催等を求める場合は公園の使用許可申請書と合わせて同要綱規定の後援等名義使用承認書を提出することとします。協力の内容については基本的に支出が伴わない範囲とし、あくまでも実施主体が提供主体であることや事業者間の公平性に考慮して協議の上、決定します。なお、事故保険等の加入については実施主体の責において行うこととします。
- (2) 市の備品の無料貸出を行います。（机、椅子、コーン、人工芝（ロール型）、検温器等一覧表記載のもの）なお、備品一覧表についてはエントリーシート提出後に示します。また、無料貸出は（1）の条件を満たす必要はありません。
 - ※周辺住民への同意や飲食の販売等、都市公園法以外の手続きについては社会実験を行う事業者が実施するものとします。なお、複数日連続して社会実験を行いたい場合は市と協議とします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、社会実験の実施の許可を行わない場合がありますのでご了承ください。
 - ※求める備品については、その内容や受け渡し・返却場所、その日時等を市と協議した上で書面による申請・許可をもって行います。また、原則、運搬作業については社会実験事業者が市役所から行うこととします。
 - ※市の備品を破損等した場合は、市が認める場合を除き、事業者の責任において補修等を行うものとします。
- (3) 周辺施設との調整
周辺の公共施設・民間施設との利用調整を行います。実施時期によっては周辺施設の活用が出来ない場合があることに留意してください。なお、（1）の条件を満たす場合を除き、社会実験に伴って生じる、公共施設の使用に関する施設使用料は、実施主体である応募者の負担になります。

5 今後のスケジュールについて

日 程	内 容
令和4年6月1日（水）～10月24日（月）まで	社会実験（実証実験）の参加受付
令和4年6月8日（水）～10月31日（月）まで	社会実験（実証実験）の実施期間

6 留意事項

（1）社会実験（実証実験）に関する費用

社会実験等にかかる全ての費用は、社会実験（実証実験）の実施主体者の負担とします。また、新型コロナウイルス感染症拡大により施設利用が禁止になり社会実験が中止になった場合においても、これに係る経費については社会実験（実証実験）の実施主体者の負担とします。

（2）対話への協力依頼

必要に応じて、今後の公園のあり方について対話（文書照会を含む）を実施させていただくことがあります。

7 連絡先および提出先

〒745-8655 山口県周南市岐山通1-1

周南市都市整備部公園花とみどり課 担当：赤松、亀割

TEL：0834-22-8402 FAX：0834-22-8432

Eメール：koen@city.shunan.lg.jp（各申込メール送信先）